

平成28年度 高等学校等就学支援金制度のお知らせ

岐阜県教育委員会

1 制度の趣旨

本制度は、授業料に充てるための就学支援金を支給することにより、高等学校等教育に係る保護者等の経済的負担の軽減を図り、もって教育の実質的な機会均等に寄与することを目的としています。

2 制度の概要

岐阜県立高等学校等に在学する生徒を対象に、一定の受給要件を満たす場合、その在学期間に応じ、最大36ヶ月（定時制及び通信制課程に在学の場合は最大48ヶ月）の「就学支援金」が支給されます。返還の必要はありません。

3 受給要件（対象者）

公立高等学校に在学する生徒のうち、平成26年4月以降に入学する生徒

ただし、以下の方は受給対象となりません。

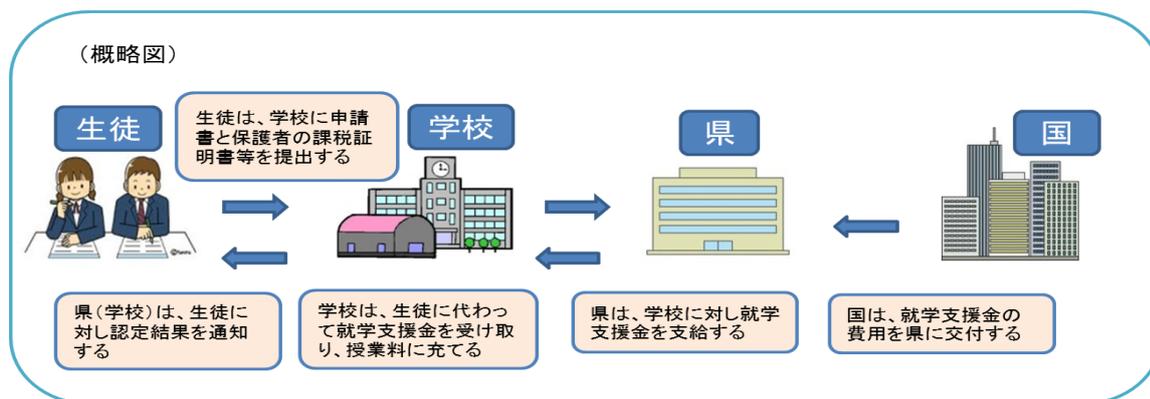
- ・日本国内に住所を有しない生徒
- ・国公立を問わず高等学校等を卒業・修了している生徒
- ・専攻科及び別科に在学している生徒、科目履修生、聴講生
- ・高等学校等に在学した期間が通算して36ヶ月（定時制及び通信制課程48ヶ月）を超える生徒
- ・保護者（父母）等の市町村民税所得割額の合計額が30万4200円以上の生徒

4 支給額

就学支援金は、生徒が在籍した月数に応じ、支給されます。

課 程	支給月額	支給年額
全日制	9,900円	118,800円
定時制	2,700円	32,400円

※支給年額は、生徒が1年間通して学校に在籍した場合に支給される金額を参考として示しています。



5 支給方法

「就学支援金」は、学校が生徒本人に代わって国から受け取り、受領した支援金を授業料と相殺して充当します。生徒本人（保護者）が直接受け取るものではありません。

Q&A

Q1 就学支援金の申請手続きをしないとどうなりますか。

A1 授業料を納めていただくこととなります。「高等学校等就学支援金の受給資格の認定を申請しません」にチェックをうって申請書を提出された場合も授業料を納めていただくこととなります。

Q2 平成26年の税の申告を行っていないため、所得課税証明書が添付できないときはどうなりますか。

A2 平成26年度の税の申告を行っていない場合は、就学支援金の申請ができません。税の申告後、所得課税証明書が発行されるようになったら証明書を添付し申請してください。学校の提出締切日までに証明書を添付した申請書を提出しないと、翌月からの支給となることがあります。

Q3 就学支援金は授業料以外も対象になるのですか。

A3 授業料が対象であり、入学金、学校諸費、施設整備費等の経費は対象となりません。

Q4 就学支援金の支給の対象になるかどうかはどのように判断するのですか。

A4 親権者（両親がいる場合は、2名の合算額）の市町村民税所得割額により判断します。祖父母と一緒に暮らしていても祖父母の市町村民税所得割額は算入されません。

Q5 就学支援金受給資格の認定後、必要な手続きはありますか。

A5 在学中、毎年6月に収入状況届と市町村民税所得割額が確認できる書類を提出する必要があります。

Q6 就学支援金の支給期間は、いつまでですか。

A6 高等学校の標準的な修業年限とされる36ヶ月、定時制及び通信制課程に在学の場合は48ヶ月まで支給されます。
支給は、受給資格認定申請のあった月（月の初日に在学している場合に限る。）から始まり、受給事由の消滅（受給限度期間の終了、退学、転学等）した月に終了します。

Q7 休学する場合は、何か手続きが必要ですか。

A7 支給停止の届出を学校に提出する必要があります。また、復学をする場合にも、支給再開の届出に収入状況届を添付し提出する必要があります。
支給停止・支給再開の届出があった翌月分から就学支援金の支給停止・再開となります。
支給停止の届出がなく休学した場合、36ヶ月（定時制・通信制は48ヶ月）の支給期間は、経過していくこととなりますが、就学支援金は支給されません。

Q8 申請書を提出後、婚姻またはその解消等など、保護者に変更があった場合は、何か手続きが必要ですか？

A8 変更があった保護者の課税証明書等を添付した収入状況届の提出が必要となります。その際は、各高等学校の窓口にお申し出ください。